

官報

号外 昭和三十六年三月九日

第三十八回 衆議院會議録 第十四号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

議事日程 第十号

昭和三十六年三月九日

午後一時開議

- 第一 森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)
- 第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)
- 第五 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第六 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請願の件

裁判官訴追委員の予備員辞職の件
裁判官訴追委員の予備員の選挙
中国地方開発審議会委員の選挙
北陸地方開発審議会委員の選挙
日程第一 森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

日程第五 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給付に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

通行政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時四十五分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請願の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。議員服部安司君から、欧州各国の政治経済事情視察のため、三月十六日から三月三十日まで十五日間、また、議員河野一郎君、同森清君、同山中貞則君及び同倉成正君から、欧米各国の農業並びに中小企業等の事情調査のため、四月三日から五月五日まで三十三日間、右いずれも請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官訴追委員の予備員辞職の件

○議長(清瀬一郎君) なお、お諮りいたします。裁判官訴追委員の予備員坪野米男君から、予備員を辞職したいとの申し出がございます。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、これを許可するに決しました。

裁判官訴追委員の予備員の選挙

○議長(清瀬一郎君) つきましては、この際、裁判官訴追委員の予備員の選挙を行います。

○天野公義君 裁判官訴追委員の予備員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行なう順序については議長において定められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。議長は、裁判官訴追委員の予備員に松井誠君を指名いたします。

なお、その職務を行なう順序は第五順位といたします。

中国地方開発審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 中国地方開発審議会委員の選挙を行います。

○天野公義君 中国地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、中国地方開発審議会委員に星島二郎君 永山忠則君

小澤 太郎君 前田榮之助君
中村 英男君
を指名いたします。

北陸地方開発審議委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 北陸地方開発審議委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 北陸地方開発審議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、北陸地方開発審議委員に
佐伯 宗義君 南 好雄君
薩摩 雄次君 岡 良一君
三鍋 義三君
を指名いたします。

日程第一 森林火災国営保険法の
一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

森林火災国営保険法の一部を改正
する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月十八日
内閣総理大臣 池田 勇人

森林火災国営保険法の一部を改正する法律

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林火災国営保険法

第一条中「森林火災保険」を「森林火災」に改める。

第二条第一項中「森林火災保険」を「森林火災」に改め、「損害」の下に「及氣象上ノ原因ニ因ル災害(風害水害雪害干害凍害及潮害ニ限ル)ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害」を加える。

第十五条に次の一号を加える。

四 填補スベキ額ガ少額ト認メラル場合ニシテ省令ヲ以テ定ムル場合

第二十二條第一項中「森林火災保険」を「森林火災」に、「森林火災国営保険審査会」を「森林火災国営保険審査会」に改め、同条第三項中「森林火災国営保険審査会」を「森林火災国営保険審査会」に改める。

第二十三條及び第二十五條中「森林火災保険」を「森林火災」に改める。

附 則

- この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- この法律の施行の際現に存する保険契約であつて、その時における

る残存保険期間が三月に満たないものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する保険契約であつて前項に規定するものの以外のものであるものは、昭和三十六年五月三十一日までは、なお従前の例による。

4 前項に規定する保険契約であつて、同項に規定する期日までにその保険契約者から、農林省令で定めるところにより、都道府県知事に對しその契約を次項の規定により変更することを希望しない旨の申請があつたものについては、前項に規定する期日経過後においても、なお従前の例による。

5 附則第三項に規定する保険契約であつて前項に規定するもの以外のものであるものは、昭和三十六年六月一日午前零時において、政府とその保険契約者との間に、当該保険契約に係る保険の目的たる森林につき、火災によつて生ずべき損害のほか、氣象上の原因による災害(風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る。)によつて生ずべき損害(以下「氣象災害による損害」といふ。)をも政府においててん補する旨の約定の変更が行なわれたものとする。

6 前項の場合には、当該保険契約については、保険料の額は従前の額と同額とし、氣象災害による損害に係る政府のてん補額を計算する場合における保険金額は政令で定めるところにより計算した金額とする。

7 附則第五項の場合には、当該保険契約については、政府の氣象災害による損害をてん補する責任は、同項に規定する時から始まるものとする。

8 改正後の第十五条第四号の規定は、附則第五項に規定する保険契約についても、適用する。

第六十五條第一項の表中

森林火災
審査会
森林火災
審査会

森林火災
審査会
森林火災
審査会

10 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第六項及び第五十四條第四項中「森林火災国営保険法」を「森林火災国営保険法」に、「森林火災国営保険」を「森林火災」に改める。

理由
森林の火災による損害のほか、氣

9 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第八号中「森林火災保険事業」を「森林火災事業」に改める。

第四條第五十七号中「森林火災国営保険事業」を「森林火災事業」に改める。

第六十二條第五号中「森林火災国営保険」を「森林火災」に改め、同條第六号中「森林火災保険特別會計」を「森林火災特別會計」に改める。

象災害による損害についても、国営保険事業においてこれをてん補する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員理事小枝一雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

【小枝一雄君登壇】

○小枝一雄君 ただいま議題となりました、内閣提出、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

森林火災国営保険法は、人工幼齢林のみを対象として、国が森林の火災による損害を填補するため昭和十二年に制定され、その後、昭和二十七年に人工幼齢林をも加えるための法律改正が行なわれて現在に至っていることは御承知の通りであります。わが国の林業が自然災害から受ける損害の甚大であるに堪がみ、このたび、森林の火災による損害のほか、気象災害による災害についても国営保険事業において填補することとするため、本案が提出せられたのであります。

しかし、改正案の内容は、政府が填補する損害は、従来の火災損害のほか、風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害といった、これがため、本保険事業の名称を森林保険に改めようというにであります。

本案は、去る二月十八日提出され、二月二十三日政府より提案理由の説明を聴取いたし、慎重審議の結果、三月一日質疑を終了し、討論を省略し直ちに採決に入りましたところ、議員起立、本案は原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、保険事故のひより害、地震及び噴火による被害を加えることと、無事戻し制度の復活及び保険料率の引き下げを行なうことの附帯決議がなされたのであります。

以上をもって御報告を終わります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案(内閣提出)

日程第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案、日程第三、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案を提出する。

法律を廃止する法律案、右三案を一括して議題といたします。

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

1 昭和三十六年度以後当分の間、

国債の償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定にかかわらず、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項その他の法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算に定めるところによるものとする。

2 前項の金額の決定については、国債整理基金の状況、一般会計の負担に属する国債の償還見込みその他の事情を勘案し、将来における同基金による国債の償還に支障を生じないようにしなければならぬ。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律(昭和二十八年法律第百号)は、廃止する。

3 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第十四条 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第百五号)第九條第二項又ハ日本電信電話公社法施行法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第八條第二項ノ規定ニ依リ日本国有鉄道又ハ日本電信電話公社ガ政府ニ対シ負フ債務ノ償還金及利子(以下「法定債務ノ償還金等」と謂フ)ハ国債整理基金特別会計ノ歳入トス

第十五条 政府ガ日本国有鉄道及日本電信電話公社ヨリ法定債務ノ償還金等ノ支払ヲ受ケタルトキハ其ノ支払金額ニ相当スル金額ガ第二条第一項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰リ入レラレタルモノト看做ス

理 由
国債の償還の現状にかえりみ、その償還財源に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる金額は、財政法その他関係法律の規定により国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算で定めるところによることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

1 昭和二十九年法律第百二十九号の法律の次により改正する。

附則第九項を次のように改める。

9 この法律の規定は、これに係る国の補助金又は負担金について法律で別段の措置が講ぜられるまでの間、その効力を有する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「昭和二十九年」から昭和三十五年度までの間に限り」を「当分の間」に改める。

昭和三十六年三月九日 衆議院會議録第十四号 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案外二案 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の

理 由

補助金等に関する昭和三十五年度までの特例は、法律で別段の措置が講ぜられるまでの間継続することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案

右

昭和三十六年二月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百一十一号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 昭和三十五年以前年度の予算により国が直轄で施行した事業

（昭和三十六年度に繰り越して施行するものを含む。）に係る負担金については、なお従前の例による。

3 特定土地改良工事特別会計法（昭和三十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条中、「地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律

（昭和二十八年法律第百一十一号）第一項の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子」を削る。

第十四条第三項中「並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子」を削る。

4 道路整備特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律第一項の規定により納付された」を削る。

理 由

国が直轄で施行する事業に係る地方公共団体の負担金について、地方債証券による納付を行なわないこととするため、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 たいだいま議題となりまして三法律案について、大蔵委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案について申し上げます。

この法律は、国債及びその償還財源の現況にかんがみ、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき償還資金の額について、次のような特例を設けようとするものであります。

すなわち、国債の元金償還に充てるための資金を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れる場合におきまして、その繰り入れるべき金額は、昭和三十六年度以降当分の間、財政法第六

条その他、他の法律の規定により、国債の償還財源に充てる金額と合して毎年度の予算で定めるところによることとし、国債整理基金特別会計法の規定による前年度首現在国債総額の万分の百十六の三分の一の繰り入れは、これを停止することとしたのであります。

なお、この法律案に伴いまして、昭和二十八年度から昭和三十五年度までの各年度において国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律を廃止するとともに、廃止法律に定められておりました日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対して負っている法定債務の償還元利金の国債整理基金特別会計への組み入れに関する措置は、従前と同様、今後も継続することとしたのであります。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、補助金等の整理合理化の一環として、昭和二十九年度以降昭和三十五年度まで毎年度実施して参りました特例措置を、実体法等についてしかるべき法的措置が講ぜられるまでの間、なお存続することとしたものとするものであります。

なお、この法律に基づく特例措置は、現在、文部省関係二件、厚生省関係一件、農林省関係三件、運輸省関係一件、建設省関係一件、合計八件となつております。

最後に、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

この法律案は、地方財政運営の健全化をはかる等のため、今後国が直轄で施行する事業にかかわる地方公共団体の負担金については、すべて地方債証券による納付を行なわないこととするので、これに伴い、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止することとしようとするものであります。

以上の各法律案につきましては、審議の結果、去る二日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） これより採決に入ります。三案のうち、まず、日程第二及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清瀬一郎君） 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（清瀬一郎君） 日程第五、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律
案

右の内閣提出案は本院において可決
した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年二月二十四日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域
に關する法律の一部を改正する
法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に
關する法律(昭和二十二年法律第六
十三号)の一部を次のように改正す
る。

別表第四表名称の欄中「田名部簡
易裁判所」を「むつ簡易裁判所」に改
め、同表所在地の欄中「大湊田名部
市」を「むつ市」に改める。

別表第五表川越簡易裁判所の管轄
区域の欄中「福岡村」を「福岡町」に改
め、同表太田簡易裁判所の管轄区域
の欄中「矢場川村」を「同表小笠原簡
易裁判所の管轄区域の欄中「豊村」、同
表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中
「村上村」、同表岸和田簡易裁判所の
管轄区域の欄中「八坂町 信太村」、
同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄
中「和合町」及び同表岡山簡易裁判所
の管轄区域の欄中「真金町」を削り、

同表武雄簡易裁判所の管轄区域の欄
中「山内村」を「山内町」に、同表大瀬
戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「外
海村」を「外海町」に、同表熊本簡易
裁判所の管轄区域の欄中「山西村」を
「西原村」に、同表玉名簡易裁判所の
管轄区域の欄中「天水村」を「天水町」
に改め、同表御船簡易裁判所の管轄
区域の欄中「河原村」を削り、同表天
草簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉
岳村」を「倉岳町」に、同表伊集院簡
易裁判所の管轄区域の欄中「上伊集
院村」を「松元町」に、同表名瀬簡易
裁判所の管轄区域の欄中「笠利村」を
「笠利町」に、同表徳之島簡易裁判所の
管轄区域の欄中「天城村」を「天城町」
に、同表会津若松簡易裁判所の管轄
区域の欄中「磐梯村」を「磐梯町」に、
同表喜多方簡易裁判所の管轄区域の
欄中「北塩原村」を「北塩原町 高郷
村」に、同表田名部簡易裁判所の名
称の欄中「田名部」を「むつ」に、
同表簡易裁判所の管轄区域の欄中
「大湊田名部市」を「むつ市」に、同表
岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中
「浦臼村」を「浦臼町」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十六年五月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄
裁判所で受理した事件は、その裁
判所で完結する。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を
求めます。法務委員長池田清志君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔池田清志君登壇〕

○池田清志君 ただいま議題となりま
した下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の一部を改正する法律案に
つきまして、法務委員会における審議
の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

本改正案の趣旨は、最近における市
町村の設置分合、名称の変更並びに土
地の状況等にかんがみまして、簡易裁
判所の名称、所在地及び管轄区域を更
正しようとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、
三月三日質疑を終了し、討論なく、採
決いたしましたところ、本法案は全会
一致をもって政府原案通り可決すべき
ものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしま
す。

本案は委員長報告の通り決するに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

日程第六 就学困難な児童及び生

徒のための教科用図書及び修学
旅行費の給与に対する国の補助
に關する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

日程第七 盲学校、聾学校及び養

護学校への就学奨励に關する法
律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第六、就学

困難な児童及び生徒のための教科用図
書及び修学旅行費の給与に対する国の
補助に關する法律の一部を改正する法
律案、日程第七、盲学校、聾学校及び
養護学校への就学奨励に關する法律の
一部を改正する法律案、右両案を一括
して議題といたします。

就学困難な児童及び生徒のための
教科用図書及び修学旅行費の給与
に対する国の補助に關する法律の
一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

就学困難な児童及び生徒のため
の教科用図書及び修学旅行費の
給与に対する国の補助に關する
法律の一部を改正する法律

就学困難な児童及び生徒のため
の教科用図書及び修学旅行費の給与に

對する国の補助に關する法律(昭和
三十一年法律第四十号)の一部を次
のように改正する。

題名を次のように改める。

就学困難な児童及び生徒に係
る就学奨励についての国の援
助に關する法律

第一条中「児童及び生徒のため教
科用図書及び修学旅行費の給与を行
う」を「児童及び生徒について教科
用図書を給与する等就学奨励を行な
う」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「若
しくはその購入費」の下に「学用
品若しくはその購入費、児童若しく
は生徒の通学に要する交通費」を加
え、「小学校の第六学年の児童若し
くは中学校の第三学年の生徒に係る
修学旅行費」を「児童若しくは生徒
の修学旅行費」に改め、同条第一号
中「教科用図書又はその購入費」を
「教科用図書若しくはその購入費、
学用品若しくはその購入費又は児童
若しくは生徒の通学に要する交通
費」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一
日から施行する。

理 由

経済的理由によつて就学困難な児
童及び生徒のため学用品若しくはそ
の購入費又は通学に要する交通費の

昭和三十六年三月九日 衆議院會議録第十四号

就学困難な児童及び生徒のための教材用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案外一案 国民金融公庫法の一部を改正する法律案外三案

二一八

給与を行なう地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十六年二月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

六 学用品の購入費

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部に就学する者について学用品の購入費の全部又は一部を

支弁する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。文教委員長濱野清吾君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱野清吾君登壇〕

○濱野清吾君 たいい議題となりました。内閣の提出にかかる、就学困難な児童及び生徒のための教材用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案、並びに、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、就学困難な児童及び生徒のための教材用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、経済的理由によって就学の困難な児童及び生徒に対する国庫補助の対象を広げて、新たに学用品もしくはその購入費及び通学に要する交通費を補助することとし、さらに、国庫補助の対象となる修学旅行に要する経費を小、中学校の最終学年に限定しないこととし、また、国の援助範囲の拡大に伴って、法律の題名を「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に

ついての国の援助に関する法律」と改めようとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

本案は、二月四日当委員会に付託されて以来、慎重に審議されて参りました。その質疑のおもなるものは、交通費の単価、補助対象となる児童生徒の範囲の拡大、修学旅行の実態とその補助、さらに、補助と地方交付税との関係等について熱心に検討されました。

これら詳細につきましては会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。かくて、三月一日に至り、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、盲学校、聾学校、養護学校の小学部または中学部の児童生徒について、国または都道府県が支弁すべき経費の種類に、新たに学用品の購入費を加えようとするものであります。

本案は、二月四日当委員会に付託されて以来、審議を重ねて参りましたが、質疑のおもなるものとしては、これらの特殊児童生徒に対し、さらに積極的な愛情をもつて教育施策を講ずる必要があるか、高等部生徒に対する施策も小、中学部の児童生徒に準ずる必

要がないか、これらの生徒に対する新職業の開拓についての方策、さらに、養護学校の義務設置等について熱心に検討されましたが、これらの詳細につきましては会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、三月一日に至り、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（久保田鶴松君） 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（久保田鶴松君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

有価証券取引税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

通行税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（久保田鶴松君） 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（久保田鶴松君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四人」を「六人以上」に、「二人」を「二人以内」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理 由

国民金融公庫の業務の増大に伴い、その円滑な遂行に資するため、同公庫の役員を増加することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通行税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年一月三十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

通行税法の一部を改正する法律

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「定ムルモノ」の下に

「（以下特別料金ト称ス）を加える。

第三条中「支払フ寝台料金」の下

に「（一人一回ニ付千円以上ノモノニ限ル）」を加え、「第一号ニ規定スル等級」を「二等」に、「第二号ニ規定スル等級」を「一等」に改め、

「停車船場間ノ寝台料金」の下に

「（一人一回ニ付千円以上ノモノニ限ル）」を加え、同条第一号中「三等

（等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノ

ニ在リテハ二等）」を「二等」に改め、

同条第二号中「二等（等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ一等）」を「二等」に改め、同条に次の一項を加える。

汽車等ノ寝台ノ設備又ハ特別料金ノ対象タル設備中二以上ノモノガ特定ノ乗客ニ依リ一体トシテ利用セラルル場合ニ於テ此等ノ設備ニ付二以上ノ料金ヲ支払フトキハ此等ノ料金ヲ一ノ寝台料金ト看做シテ前項但書ノ規定ヲ適用ス

第四条を次のように改める。

ニ在リテハ二等）」を「二等」に改め、同条第二号中「二等（等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ一等）」を「二等」に改め、同条に次の一項を加える。

汽車等ノ寝台ノ設備又ハ特別料金ノ対象タル設備中二以上ノモノガ特定ノ乗客ニ依リ一体トシテ利用セラルル場合ニ於テ此等ノ設備ニ付二以上ノ料金ヲ支払フトキハ此等ノ料金ヲ一ノ寝台料金ト看做シテ前項但書ノ規定ヲ適用ス

第四条を次のように改める。

第四条 汽車等（日本国有鉄道ノ汽車、電車及汽船ヲ除ク以下本条中同ジ）ニシテ普通旅客運賃トシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付上下ノ区分ヲ設ケザルモノニ在リテハ二等ノ等級ヲ定メタルモノト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス

汽車等ニシテ前項ノ普通旅客運賃ニ付上下ノ区分ヲ設ケタルモノニ在リテハ夫々ノ運賃ニ応ズル各等級ハ此等ニ附セラレタル名称ノ何タルカラ問ハズ左ノ各号ノ区分ニ応ジ当該各号ニ掲グル等級ト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス

一 最低ノ運賃其ノ他其ノ百分ノ百五十未満ノ運賃ニ応ズル等級 二等

二 最低ノ運賃ノ百分ノ百五十以上百分ノ三百未満ノ運賃ニ応ズル等級 一等

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえり、寝台料金等のうち比較的低廉のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえり、寝台料金等のうち比較的低廉のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえり、寝台料金等のうち比較的低廉のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえり、寝台料金等のうち比較的低廉のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえり、寝台料金等のうち比較的低廉のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、汽車等の寝台の利用状況等にかえり、寝台料金等のうち比較的低廉のものに対して通行税を課さないこととし、あわせて課税上の基準となる等級区分に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三 最低ノ運賃ノ百分ノ三百以上ノ運賃ニ応ズル等級 一等及二等以外ノ等級

附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

改正後の通行税法の規定は、昭和三十六年四月一日以後に領収する旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。）に係る通行税については、なお従前の例による。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

有価証券取引税法の一部を改正する法律

有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一種甲中「第二条第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券」の下に「（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条第四項に規定する公社債投資信託の受益証券を除く。以下第二種甲において同じ。）を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

公社債投資信託の創設に伴い、その受益証券に係る有価証券取引税の税率を公債又は社債に係る有価証券取引税の税率に準じて定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇副議長（久保田鶴松君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

〇嶋田宗一君 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案外三法律案について、大蔵委員

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「五百八十三億円」を「七百三億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇副議長（久保田鶴松君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事嶋田宗一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

〇嶋田宗一君 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案外三法律案について、大蔵委員

昭和三十六年三月九日 衆議院會議録第十四号 国民金融公庫法の一部を改正する法律案外三案 建設業法の一部を改正する法律案

会における審議の経過並びにその結果について報告申し上げます。

まず、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国民金融公庫は、最近その資金量及び業務量の飛躍的増加に即応して、職員数の増加、支所の増設等、機構の整備拡充に努力しておりますが、その運営の衝に当たる役員は、公庫発足以来、増員されることなく現在に至っております。今後におきましても、さらに業務の増大が予想されますので、この法律案は、公庫業務の円滑な運営に資するため、この際理事二名を増員して六名としようとするものであります。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、汽車等の寝台の利用状況が現在では相当大衆化されていることに鑑み、寝台料金等のうち比較的低額のものに対して通行税を非課税とするとともに、課税上の基準となる等級区分について規定の整備をはかりようとするものであります。

次に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、わが国における社債市場育成策の一環として、新たに公社債投資信託が創設されたのでありますが、その受益証券が取引される場合の有価証券取引税の税率については、公社債の場合の税率と同様に、証券業者を議

渡者とする売買による場合は万分の一、その他の場合は万分の三の税率で課税しようとするものであります。

以上三法律案につきましては、本日質疑を終了して採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決となりました。

なお、通行税法の一部を改正する法律案に対しては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は次の通りであります。すなわち、

汽車の寝台料金に対する税率に関しては政府は間接税体系の一環としてなるべく速かに再検討すべきである。

最後に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

日本輸出入銀行は、昨年十二月末においてその融資残高千二百五十億圓に達し、今後融資を必要とする事案はますます増加する見通しであり、三十六年度においては九百七十億圓の貸付を予定し、これに対し新たに五百七十億圓の資金を供給することとしております。

このうち百二十億圓は産業投資特別会計からの出資金を予定いたしておりますので、この法律案は、日本輸出入銀行の資本金五百八十三億圓を、百二十億圓増加して七百三億圓としようとするものであります。

この法律案は、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) これより採決に入ります。

まず、国民金融公庫法の一部を改正する法律案及び通行税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、有価証券取引税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、建設業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

建設業法の一部を改正する法律案右

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

建設業法の一部を改正する法律

建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 登録(第四条―第十七条)」を「第二章 建設業者の登録(第四条―第十七条)」と改める。

録(第四条―第十七条) 業者及び専門工事業者(第十七条の二―第十七条の七)に、「第四章 施工技術の確保(第二十五条の二―第二十七条の三)」を「第四章の三 建設業者の確保(第二十五条の二―第二十七条の三)」と改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む」の下に「以下同じ」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

「第二章 登録」を「第二章 建設業者の登録」に改める。

二 主として請け負う建設工事に
関し十年以上実務の経験を有す
る者

三 建設大臣が前各号の一に掲げ
る者と同等以上の知識及び技術
又は技能を有するものと認定し
た者

第五条第二項中「前項各号」を「次
の各号」に改め、同項に次の各号を
加える。

一 建設工事に関し学校教育法に
よる高等学校を卒業した後五年
以上又は同法による大学を卒業
した後三年以上実務の経験を有
する者在学中に建設省令で定
める学科を修めたもの

二 建設工事に関し十年以上実務
の経験を有する者

三 建設大臣が前各号の一に掲げ
る者と同等以上の知識及び技術
又は技能を有するものと認定し
た者

第六条第五号を次のように改め
る。

五 主として請け負う建設工事の
種類

第七条第四号中「並びに第五条第
一項各号に規定する要件の一をそな
える技術者を有すること及び同条第
二項に規定する要件をそなえている
こと」を削り、同条第五号を次のよ
うに改める。

五 第五条に規定する要件をそな
えていることを証する書面
第七条に次の一号を加える。

六 前各号に掲げる書面以外の営
業に關する書類で建設省令で定
めるもの

第十一條第一項第二号中「第二十
九条」を「第二十九條第一項」に改め
る。

第十三条に次の二項を加える。

5 建設業者は、第五条第一項各号
の一に該当する者として証明され
た者がその役員若しくは使用人の
いずれでもなくなつた場合若しく
は同項第三号に該当しなくなつた
場合又は営業所に置く同条第二項
各号の一に該当する者として証明
された者が当該営業所のある都道
府県の営業所に置かれなくなつた
場合若しくは同項第三号に該当し
なくなつた場合において、これに
代わるべき者があるときは、建設
省令の定めるところにより、遅滞
なく、その者について、第七条第
五号に掲げる書面を建設大臣又は
都道府県知事に提出しなければな
らない。

6 建設業者は、第五条第一項各号
に規定する要件をそなえる者を欠
くに至つたとき、同条第二項に規
定する要件を欠くに至つたとき、
又は第十一条第一項第一号及び第
三号から第六号までの規定に該当

するに至つたときは、建設省令の
定めるところにより、遅滞なく、
その旨を書面で建設大臣又は都道
府県知事に届け出なければならない
い。

第十五条第一項第三号中「第二十
九条」を「第二十九條第一項又は第
二十九條の二」に改める。

第十六条中、「第三項及び第四項」
を「及び第三項から第五項まで、第
十七條の三並びに第十七條の四第
一項」に改める。

第十七條の次に次の一章を加え
る。

第二章の二 総合工事業者及び専門工事業者

(総合工事業者)

第十七條の二 主として請け負う建
設工事の全部又は一部が土木一式
工事又は建築一式工事である建設
業者で、その者(法人である場合
においては、その役員)又はその
使用人のうち当該土木一式工事又
は建築一式工事に關し第五条第一
項各号の一に該当する者として証
明された者を除く一人が次の各号
の一に該当するものは、登録簿に
総合工事業者の登録を受けること
により、総合工事業者と称すること
ができる。

一 土木一式工事又は建築一式工
事に關し学校教育法による高等
学校を卒業した後五年以上又は

同法による大学を卒業した後三
年以上指導監督的な実務の経験
又は業務管理の責任者としての
経験を有する者

二 土木一式工事又は建築一式工
事に關し十年以上指導監督的な
実務の経験又は業務管理の責任
者としての経験を有する者

三 建設大臣が前各号の一に掲げ
る者と同等以上の能力を有する
ものと認定した者

2 総合工事業者の登録の有効期間
は、当該建設業者の第四条第一項
の登録の有効期間による。

3 第四条第一項の登録の有効期間
満了の後引き続き総合工事業者と
称しようとする者は、同条第三項
の規定による更新の登録の際、総
合工事業者の登録の更新を受けな
ければならない。

(総合工事業者の登録の申請)

第十七條の三 総合工事業者の登録
又はその更新を受けようとする者
は、建設省令の定めるところによ
り、登録申請書及び前条第一項に
規定する要件をそなえていること
を証する書面を建設大臣又は都道
府県知事に提出しなければならない
い。

(変更等の届出)

第十七條の四 総合工事業者の登録
を受けた建設業者は、第十七條の二
第一項各号の一に該当する者として

証明された者がその役員若しくは
使用人のいずれでもなくなつた場
合又は同項第三号に該当しなくな
つた場合において、これに代わる
べき者があるときは、建設省令の
定めるところにより、遅滞なく、
その者について、その者が同項各
号の一に該当することを証する書
面を建設大臣又は都道府県知事に
提出しなければならない。

2 総合工事業者の登録を受けた建
設業者は、第十七條の二第一項に
規定する要件を欠くに至つたとき
は、建設省令の定めるところによ
り、遅滞なく、その旨を書面で建
設大臣又は都道府県知事に届け出
なければならない。

(総合工事業者の登録の抹消)

第十七條の五 建設大臣又は都道府
県知事は、次の各号に掲げる場合
においては、登録簿につき、当該
建設業者に係る総合工事業者の登
録を抹消しなければならない。

一 第十五条第一項の規定により
登録を抹消した場合

二 第二十九條第二項の規定によ
り総合工事業者の登録を取り消
した場合

(省令への委任)

第十七條の六 この章及び第二十九
條第二項に規定するもののほか、
総合工事業者の登録に關し必要な
事項は、建設省令で定める。

(専門工事業者)

第十七条の七 総合工事業者の登録を受けた建設業者以外の建設業者は、建設省令の定めるところにより、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができる。

第二十六条第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第二十七条の次に次の二章を加える。

第四章の二 建設業者の経営
に關する事項の
審査

(経営に關する事項の審査)

第二十七条の二 建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、公共性のある施設又は工作物に關する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者で建設大臣又は都道府県知事に申出をしたものにつき、経営規模その他経営に關する客觀的事項の審査を行なうことができる。

2 前項の審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見をきいて建設大臣が定める。

(審査の結果の通知)

第二十七条の三 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の審査を受けた建設業者の請求があつたと

きは、当該建設業者に對して、その者に係る審査の結果を通知しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の建設工事の注文者の請求があつたときは、当該注文者に対して、同項の審査の結果を通知しなければならない。

(再審査の申立)

第二十七条の四 第二十七条の二第一項の審査の結果について異議のある建設業者は、当該審査を行なつた建設大臣又は都道府県知事に對して、再審査の申立てをすることが出来る。

(省令への委任)

第二十七条の五 この章に規定するもののほか、第二十七条の二第一項の審査及び前条の再審査に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第四章の三 建設業者団体

(届出)

第二十七条の六 建設業に關する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行なう社団又は財団で建設省令で定めるもの(以下「建設業者団体」という。)は、建設省令の定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に對して、建

設省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第二十七条の七 建設大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に關して報告を要求することができる。

第二十八条の見出し中「、勧告」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告する」を「指示をする」に改め、同条第三項中「指示をし、又は勧告する」を「指示をする」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者で総合工事業者の登録を受けたものが次の各号の一に該当するときは、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を取り消さなければならない。

一 第二十七条の二第一項に規定する要件を欠くに至つた場合

二 不正の手段により総合工事業者の登録を受けた場合

第三十七条を次のように改める。

(専門委員)

第三十七条 建設業に關する専門の事項を調査審議させるために、中

央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 第二十五条の三第四項、第二十五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用する。

第四十条中「建設省令で定める」を「建設省令の定めるところにより、第二十七条の二第一項又は第二十七条の規定により称することができる名称その他建設省令で定める事項を記載した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(建設業者及び建設業者団体に對する指導、助言及び勧告)

第四十条の二 建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者又は第二十七条の六の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

第四十六条第一号中「登録申請書」の下に「又は第七條の規定による書類」を加え、同条第二号中「第七條又は」を削り、「、第三項若しくは第四項」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十三条第六項の規定による届出をしなかつた者

第四十九条中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第二十七条の二第二項の規定に違反して総合工事業者の登録を受けないで総合工事業者と称した者又は第二十七条の七に規定する名称を称することができないにかかわらずこれらの名称を称した者

三 第二十七条の三又は第二十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第二十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「(電気通信工事を除く。）」を、「れんが工事」の下に「(ブロック工事を除く。）」を加え、

二十二 熱絶縁工事	
二十三 電気通信工事	に改め
二十四 ブロック工事	

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超え一年を超えない範

区内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の建設業法の定めるところにより登録を受けている建設業者の当該登録に関しては、その有効期間内は、なお、従前の例による。

3 前項の建設業者については、この法律による改正後の建設業法(以下「新法」という。)第二章の二の規定は、当該建設業者が、建設省令の定めるところにより、新法第五条第一項に規定する要件をそなえていることを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出した場合に限り、適用する。

4 前項の規定により新法第二章の二の規定の適用を受ける建設業者については、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する登録を新法の定めるところにより受けた登録とみなして新法の規定を適用する。

理由

建設工事の施工体制を強化し、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者の登録の要件を整備するとともに、総合工事業者及び専門工事業者の名称、建設業者の経営に關する事項の審査並びに建設業者団

体に関する制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤高藏君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔加藤高藏君登壇〕

○加藤高藏君 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につき、建設委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、最近における建設工事量の増大にかんがみ、建設工事の施工体制を強化し、かつ、適正な施工を確保するとともに、中小建設業者の一そう健全な発達をはかるため本法の一部を改正しようとするものでありまして、その内容を要約すれば次のごときものであります。

第一点は、登録制度に關するものであります。すなわち、建設工事の種類を、本法別表に掲げるもの及び土木一式工事、建築一式工事とし、登録を受けようとする者は、主として請け負う建設工事の種類ごとにその建設工事に關する実務の経験を有する技術者一名を常置するものでなければならぬこととするほか、新たに総合工事業者の

登録の制を設け、主として請け負う建設工事の全部または一部が土木一式工事または建築一式工事である建設業者で、それぞれの一式工事に關し指導監督的な実務の経験または業務管理の責任者としての経験を有する者一名を常置するものは、登録簿に総合工事業者の登録を受けることにより、総合工事業者と称することができるとし、この登録を受けない建設業者は、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができるとしてあります。

第二点は、建設業者のいわゆる格づけ審査を法制化したことでありまして、すなわち、建設大臣または都道府県知事は、公共性のある施設または工作物に關する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者の申し出があつたときは、建設大臣が中央建設業審議会の意見を聞いて定める基準によつて、その建設業者の経営規模その他経営に關する客觀的事項の審査を行なうことができるものとしてあります。

第三点は、一定範囲内の建設業者団体に對する指導監督の道を開いたこととあります。すなわち、建設業に關する調査研究、指導等、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達をはかることを目的とする事業を行なう社団または財団で建設省

令で定めるものは建設大臣または都道府県知事に届け出なければならないものとし、建設大臣または都道府県知事は、これら建設業者団体に對して、建設工事の適正な施工を確保し、または建設業の健全な発達をはかるために必要な事項に關して報告を求めることができる、また、建設業者及び建設業者団体に對して、同様な目的のため必要な指導、助言及び勧告を行なうことができることとしてあります。

以上三點のほか、建設業に關する専門事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができるものとし、その他法改正に伴う所要の規定の整備を行なうことが本案の内容であります。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託され、同月二十二日中村建設大臣より提案理由の説明を聴取、三月九日には参考人を招いてその意見を徴するなど、慎重審議いたしました。論議の中心は、本案の改正の中小建設業者に對する影響及び北海道開発事業と建設業對策との関連等についてでありましたが、その詳細はすべて会議録に譲ります。

かくて、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に付し、全会一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(久保田鶴松君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

出席國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君
大藏大臣 水田三喜男君
農林大臣 周東 英雄君
建設大臣 中村 梅吉君

出席府縣委員

經濟企画庁 江藤 智君
政務次官 瀧 彌三君
文部政務次官 瀧 彌三君
建設大臣官 高田 賢造君
房參事官

○朗読を省略した議長の報告

(議案提出)

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。
通商産業省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十六年三月九日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

一、去る七日内閣から提出した議案は次の通りである。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

一、昨八日内閣から提出した議案は次の通りである。

畜産物の価格安定等に関する法律案

(議案付託)

一、去る六日委員会に付託された議案は次の通りである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四一号)

内閣委員会 付託

一、去る七日委員会に付託された議案は次の通りである。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

文教委員会 付託

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。

畜産物の価格安定等に関する法律案(内閣提出第一四三号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十六年度一般会計予算
昭和三十六年度特別会計予算

昭和三十六年度政府関係機関予算

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し長貨紙は二十円)

(配送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五